

東京都が所管する定期調査・検査報告

定期調査・検査報告の対象で、以下の区域等のもの

- ① 都市整備局 市街地建築部で報告を受けているもの
 - ・ 23区内の建築物（敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物がある場合に限る。）
 - ・ 島しょの建築物

- ② 多摩建築指導事務所で報告を受けているもの（以下の市町村内の建築物）
青梅市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町